



# 触媒学会理事会からの報告

平成28年3月21日（月）16：40～17：05

## ◆ 永原会長

1. 概要
2. 会長任期および信任投票制の導入
3. 参与の設置
4. 代議員任期の2年への変更
5. 事務局部長採用
6. 60周年記念式典開催について（予告）

## ◆ 尾中副会長

7. 講演会等の学会主催行事の見直しについて
8. 研究会の設置・継続について
9. 「わが国の工業触媒の歴史」の発刊について
10. トピックス：日本化学連合 化学コミュニケーション賞 受賞
11. 表彰（技術奨励賞の新設）について

## ◆ 山中理事

12. 今後の討論会あり方についての提案

# 本報告会の主旨

触媒学会は2011年3月1日に一般社団法人へ移行。

これに伴い社員総会開催が会計監査終了の5月となる。



春の討論会での総会が消滅。

学会の動きを学会員に「直接伝える場」がなくなった。

かつての総会がどの程度の意義を持っていたかはともかく、皆が一堂に会し、時間と空気を共有する場だった。



類似の場であって、理事会の動きを直接伝える場を考え、本報告会となった。

# 1. 概要

## 1) 会長方針

産・官・学にとって、  
より幅の広い、より実質的で魅力があり、  
社会に対してより発信力のある学会に進化する  
端緒の年

## 2) 理事会での議論・決定をお願いした主な事案

- 会長任期2年化 (決定力に富む理事会)
- 会長公選制 (開かれた学会)
- 参与の設置 (理事会行動力の補完)
- 事務局部長の採用 (学会の長期的運営力の確保)
- 研究会の整理と新企画 (1増2~3減)
- 教育事業の再考 (繰り越し検討案件を結論に導く)
- 討論会の更なる工夫 (産・官・学により魅力的に)
- WEB更新 (触媒OnTheWebの後継版の開発)
- 発信力施策
- • • •

## 2. 会長任期および信任投票制の導入

### 1) 背景

- 任期1年では決定すべき事案が持ち越されることが多い。
- 決定～行動の好循環を生むには1年では短い。
- 相談役会（会長経験者4名）は2年化に賛同。
- 学会員は会長選任を知らされるだけで、どういう人になるのかさえわからない・・・開かれた学会とすべき。

半年に及ぶ3回の理事会、メール議論等々を経て結論へ

### 2) 会長任期

- 任期2年を可能とすることでは一致。  
2年に限定することはリスク大との意見あり。
- 理事会決議  
2年原則1年可に賛成 7名  
1年原則2年可に賛成 8名   ・・・決定

### 3) 信任投票制の導入

- 従来は役員候補者選考委員会が選考し、本人合意と理事会決議を経て決定（理事選任は社員総会決議事項）。
- 公選制を議論したが、実務的に非常に厳しいこと、欠点があることなどにより時期尚早、反対多数。
- 開かれた学会へという考え方は理事会メンバーが共有。
- **信任投票制導入を決定（理事会決議 賛成14、反対1）**  
選任手順：  
役員候補者選考委員会が会長候補を推薦、理事会同意  
⇒候補者が経歴、方針等々を触媒誌上、WEB上で開示  
⇒学会員による信任投票  
⇒理事会にて最終決定

### 4) 運用等

- 会長任期、信任投票制とも触媒学会規程を改訂する。  
定款変更は不要。
- 平成29年度から実施。

## 3. 参与の設置

### 1) 背景

- 学会事務局の仕事量が飽和状態。
- 専門性が必要な突発案件、特殊案件への対応が難しい。  
例：触媒学会固有の冊子編纂、特例行事、官公庁対応、等。
- 現状はボランティアを「お願いしている」状態。

### 2) 解決策

- 理事会行動力の補完として**参与を設置できるようにする**。
- 採用は不定期、期間限定、空席可。
- 専門性を頼り、報酬を可とする。
- 名誉職ではない。
  
- 定款変更が必要。  
5月定時社員総会にて提案、決議予定。

## 4. 代議員任期の2年への変更

### 1) 背景

- 代議員の定数は「役員等選任規程」第6条により決定。  
第6条 代議員の定数は就任年度前年8月末日現在の支部所属個人会員数をもとにして、概ね正会員の1/30の数とする。
- しかしながら、会員数の変動により代議員数が毎年変動。支部によっては定数減のため、再任予定の候補者にご辞退願うケースが発生し、継続的な仕事に支障をきたす場面が生じている。

### 2) 解決策

- 代議員数の定数の考え方について様々な検討を行った結果、**代議員の任期を1年から2年に延長し、2年に一度代議員数を見直す**ことを理事会案とした。
- 定款変更が必要。  
5月定時社員総会にて提案、決議予定。

## 5. 事務局部長の採用

会員2,500名を抱える学会の長期的運営力の継続確保のため事務局部長を採用した。

### 触媒学会事務局の構成

事務局長（常務理事）	渡部 恭吉
事務局部長	末澤 寛典（4/1着任予定）
事務局員	折田 紅美 木下 恭子

- \* 渡部事務局長は2017年10月定年であり、膨大な運営ノウハウを引き継ぐことが一昨年来の喫緊の課題。
- \* 学会から事務局長、部長に支払われる給与額は非常に低く、企業からの出向をお願いしている。  
企業負担が無ければ学会の財政維持は困難。



## 6. 60周年記念式典開催について（予告）

### 1) 開催日時

TOCAT8開催期間中の平成30年8月9日（木）15時から

- 同時開催されるZMPCは、この日の午前中で終了予定。
- 現在検討中のTOCAT8のバンケット開催予定日なので、記念祝賀会を兼ねることができる。



会場： パシフィコ横浜（検討中）

期間： 平成30年8月5日(日)～10日(金)

組織委員長： 堂免一成（東大院工）

Secretary： 村松淳司（東北大多元研）

### 2) 記念式典準備委員会の立ち上げ

実行委員会に移行（平成28年度を予定）する準備段階として、**準備委員会を立ち上げ**、記念式典の内容、プログラム、予算、招待者等を含む計画を立案し、今年度最後の理事会（平成28年5月開催）に提案予定。

## 7. 講演会等の学会主催行事の見直しについて

### 1) 見直しの趣旨

- ①近年イベントの数が増えて、参加者側、開催者側ともに負荷が増えてきた。
- ②所管部署（委員会、支部、部会・研究会）と実行部署間で効率的な運営ができていない場合がある。
- ③費用の削減は必ずしも目的ではないが、より効果的な予算執行が望まれる。
- ④総じて、効率的な運営と適正な予算執行により学会事業のさらなる活性化を図る。

### 2) 経過

理事会内ワーキングG（各支部長、企画・教育委、経営・予算委、常務の各理事）で検討、答申、2015年12月開催の第5回理事会で以下を承認。

### 3) 承認内容

- ①企画・教育委員会所管の触媒フォーラムと東日本支部所管の触媒サマーセミナーを統合して、新しい触媒フォーラムを東日本支部が担当する。
- ②企画・教育委員会所管の北の国触媒塾、キャタリシススクール、キャラクターゼーション講習会、触媒道場を予算を含めて各支部に移管する。
- ③東日本支部の地区講演会は東北で1回、関東で2回を各地の持ち回りで行う。
- ④西日本支部では定例の地区講演会は行わず、2回の触媒技術セミナーを1回とする。
- ⑤東、西日本支部の地区講演会は強い希望があれば単年度で1回追加開催できる。
- ⑥部会・研究会主催のイベントは従来どおり。ただし、研究会の継続審査を別途のように定めて行う。

## 4) 見直し後の内容

	これまで (2014年度実績例)	2016年度以降
経営・予算委所管	1	1
		交流サロン
企画・教育委所管	9	4
		若手会夏の研修会、若手交流会、フレッシュマンゼミナール、高校教員向け実習
支部所管	14	15
北海道支部		触媒塾、オーロラ、札幌地区、北海道地区
東日本支部		触媒フォーラム、キャタリシススクール、東北地区1、関東地区2
西日本支部		キャラクターゼーション、道場、懇談会、触媒科学研究発表会、技術セミナー、スクエア
部会・研究会所管	23	(23)
19部会・研究会		参照触媒討論会他
合計	47	43

## 8. 研究会の設置・継続について

研究会活動は触媒学会の特徴のひとつで、学会活動の中で重要な位置を占める。一方、触媒討論会も触媒学会の根幹をなす事業で、それを活性化することは非常に重要。

### • 研究会継続の判断

(今までは) **明確な基準なし** (研究会活動の方向性、発展性などを検討)  
指標として、各研究会での主体的な事業も挙げられるが、**開催事業が多すぎるとの声も**

(平成29年1月の継続審査から) **過去3年間の各々の触媒討論会でセッション発表を6件以上行っていることを最低限の基準に。**

### • 補助金 (平成29年度の事業から)

必要とする場合には、「開催事業申込書」を企画・教育委員会に提出し、該委員会が審査・承認されれば支給される。

最近の申請では**申し込みをする研究会に偏りがある**のが現状で、不公平感が否めない。

そこで、補助金の支給は**イベント的事業に限定**し、定例事業には原則支給しない。**支給額上限は5万円から10万円に上げ**、研究会全体の**年間総額を20万円**とし、**来年度事業計画の提出と同時に申請**することとする。

## 1. 研究会設置の目的

触媒学会のさらなる活性化と発展のため、触媒・触媒作用が関わる新関連領域あるいは触媒化学における難題解決など焦点を絞った研究課題について、これに興味を持つ会員相互の情報交換および議論を通じて真理の追究あるいは問題解決の糸口を探り当てることのできる場として機能することを目的として研究会を設置する。**触媒討論会の各研究会のセッション発表は最重要な活動と位置付ける。**

## 2. 研究会の発足

新しく研究会の発足を希望する場合は「触媒学会研究会設置申請書」を企画・教育委員会に提出し、該委員会での審査後、理事会の承認を得るものとする。

## 3. 新研究会の活動期間

新研究会の活動期間は原則3年間とし、この間集中して独自の研究会活動を展開するものとする。設置が認められた研究会には、触媒学会より毎年補助金として原則12万円を支給する。活動期間中の研究会の名称変更は認めない。

## 4. 研究会の継続

3年間の活動を超え研究会を継続する場合は「触媒学会研究会継続申請書」を企画・教育委員会に提出し、該委員会にて新たな3年間の継続の可否を決定する。継続審査については、過去3年間の各々の触媒討論会における各研究会のセッション発表件数が6件以上であることを最低限の基準とする。ただし、「触媒討論会」と「研究会に関連する学会の討論会等」の日程が重なる、もしくは近い場合は、その中での発表件数に代えてもよい。申請書を提出しない場合は自動的に廃止とする。研究会設置後、3年を経過した研究会の活動に対しては、触媒学会から補助金は支給されず、ワークショップ等を中心とした自主採算可能な研究会活動をすることを原則とする。継続期間中の研究会の名称変更は認めない。

## 5. 開催事業補助金

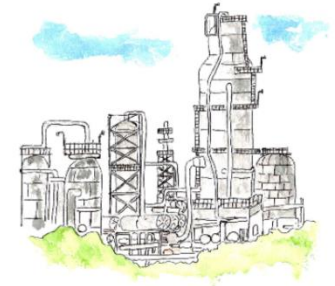
4項に記載されたとおり、研究会設置後3年を経過した研究会の活動に対しては、触媒学会から補助金を支給しないことを原則とする。しかしながら、研究会が事業を開催するに際し、補助金を必要とする場合は「開催事業補助金申請書」を企画・教育委員会に提出し、該委員会が審査・承認する。補助金の支給はイベント的事業に限定し、定例事業には原則支給しない。1事業の補助金支給額の上限を10万円とし、研究会全体の年間総額を20万円とする。申請書は来年度事業計画の提出と同時に提出する。同一研究会への補助の過度の集中を避けるために、補助を受けた研究会は、次年度の選考の際に順位を下げる。

## 9. 「わが国の工業触媒の歴史」の発刊について



- 出版委員会のもとにシニア懇談会有志による「工業触媒の歴史編纂実行委員会」を設置。
- 「工業触媒の歴史を記録し後世に伝える」ことを主眼に編集。
- 工業触媒の主要分野において、触媒の開発や事業化に従事した技術者を中心に執筆し、本年1月Web出版（会員限定の公開）。
- 本書は工業触媒の歴史の項目をすべて網羅しているわけではなく、内容の客観性もすべてが検証されているわけでもない。
- 本書に対する皆様のご意見・ご提案を反映し書籍としての刊行を希望。
- 会員の皆様におかれましては、是非ご一読いただき、追加すべき項目や記述についてのご意見・ご提案をお寄せいただきたい

Web版  
わが国の工業触媒の歴史  
総説と記録—20世紀からの伝言



触媒学会出版委員会  
日本の工業触媒の歴史編纂実行委員会編



# 10. トピックス：触媒学会の普及啓発活動が 日本化学連合 「化学コミュニケーション賞」 受賞



創立50周年記念事業の一環として、次世代を担う小中高生や一般の方に向けた広報イベントとして「Catalysis Park」を2009年から開催している。この活動に対し、評価をいただいた。



図1 Catalysis Park 2009での実験風景

化学コミュニケーション賞2015（団体）  
一般社団法人 触媒学会

業績：『触媒技術の一般向け実験展示活動』

- 「見て、聞いて、触って面白い！」という点に重点を置き、誰でもちょっと覗くだけで知的な好奇心を引き出されるような内容を独自に企画し、現在も続く**実験展示活動**である。
- 触媒を知らない人でも難しさを感じないキャッチコピー「**触媒ってなあに？**」やCatalysis Parkのホームページを開設し、展示内容や実験解説の動画を自由に閲覧できるよう配信している。
- 今後も、豊かな生活を支える触媒技術を社会に広く普及したい。



# 11. 表彰（技術奨励賞の新設）について



## 背景

- 奨励賞は、産学どちらからも応募できるが、産の受賞者は少ない。
- 業績の早期の公開が甚だ難しい産にとっては現状規定では受賞は難しい。

## 対応

- 奨励賞を「学術」と「技術」に分け、技術的なものも受賞しやすくする。
- 内容のプルーフと討論会の活性化の観点で、討論会での発表を条件とする。

## 表彰規程の抜粋（学術奨励賞と技術奨励賞）

- **学術奨励賞**：触媒に関する学術の顕著な進歩に資する研究成果を挙げ、満40歳に達しない者。触媒討論会において「討論会B」での発表経歴があることを受賞条件とする。
- **技術奨励賞**：触媒に関する技術の顕著な進歩に資する研究成果を挙げ、満45歳に達しない者。触媒討論会において口頭発表の経歴があることを受賞条件とするが、「討論会B」での発表がより望ましい。また、工業化実績を問わないが、研究成果が公表されているものを対象とする。

## 12. 今後の討論会あり方についての提案

### 1) ねらい

- 秋と春の討論会の趣旨を明確化し、特徴を強調して活性化を図る
- 秋の討論会A：触媒に関わる情報の宝庫  
なるべく多くの事例，知識，思想を提供することが目的  
学生が成長する場所  
講演件数枠の十分な確保と活発な意見交換の場の提供
- 春の討論会B：高度な触媒に関する英知の泉  
建設的な討論が研究進展を触媒  
ヒント発見（アッハ体験）  
若手研究者，博士学生の活性化と実力の増進

### 2) 具体的提案

#### 提案1：秋のアドバンストユース発表の廃止

- 若手優秀講演賞審査のための質問集中，意見交換になっていない。
- 1会場開催のため，他会場の内容が近い講演との重複（聞けない）

## 提案2：秋のR&D口頭発表の廃止

- 発表の申し込みは現在皆無

## 提案3：触媒討論会Aの発表カテゴリーの整理

- 現在はセッション発表が中心，提案1，2を受け
- セッション中心の研究発表会とし，各代表がプログラミング  
触媒討論会A1（発表10分・討論5分）セッション講演  
触媒討論会A2（発表15分・討論15分）セッション討論講演  
A2には**学生口頭発表賞**を設置

## 提案4：春の触媒討論会Bの若手講演賞の拡充

- 若手研究者および博士学生の**活発かつ建設的な討論**を期待
- 若手研究者や化学技術者が**成長できる反応場**としたい
- 予稿（2段組3頁），発表(10分)，討論(15分)は変更なし
- 討論会B優秀講演賞（討論会委員会で決定）  
賞状・副賞（図書券5万円分または国際会議渡航費用）
  - ①**優秀講演賞**（年齢制限）
  - ②**学生優秀講演賞**

秋触媒討論会(A)		春触媒討論会(A&B)	
これまで	これから	これまで	これから
一般講演(15分)	なし	B2講演(R&D)	B2講演(R&D)
セッション講演(15分)	A1セッション講演(15分) A2セッション討論講演 (30分,学生講演賞)	B1講演 (講演賞)	B1講演 若手優秀講演賞 学生優秀講演賞
AY講演(30分) (AY講演賞, 准教授,助教)	廃止	ポスター(A講演) (ポスター賞)	ポスター(A講演) (学生ポスター賞)
ポスター(A講演) (ポスター賞)	ポスター(A講演) (学生ポスター賞)		
特別講演(60分) 1 依頼講演(30分) 1-3	特別講演+依頼講演 (コマ数制限)		
R&D講演	廃止		